

佐賀県告示第 51 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 30 年 2 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西松浦 郡有田 町上内 野	極楽辻- 1 (402 II -017_1)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
	極楽辻- 2 (402 II -017_2)		
西松浦 郡有田 町上山 谷	中古場川- 1 (402 I -003_1)	土石流	
	中古場川- 2 (402 I -003_2)		
西松浦 郡有田 町上山 谷	神林 (402 I -012)	急傾斜地 の崩壊	
	佐子平 2 (402 II -008)		
西松浦 郡有田 町北ノ 川内	丑ノ谷 (402 II -069)	急傾斜地 の崩壊	
	山田川 (402 II -003)		土石流
	貝立 3- 1 (402 II -028_1)		
	貝立 3- 2 (402 II -028_2)		
	貝立 3- 3 (402 II -028_3)		
	美ノ田 1 (402 II -031)		
	立林 2 (402 II -032)		
	立林 1 (402 II -033)		
	新定 3 (402 II -034)		
	新定 1 (402 II -036)		
	櫛川内- 1 (402 II -051_1)		
	櫛川内- 2 (402 II -051_2)		
	新定 2 (402 II -089)		
	貝立 4 (402 II -092)		
船ノ尾 (402 II -093)			
相ノ原 2 (402 II -094)			

	開田 1 (402Ⅱ-096) 片谷-1 (402BⅡ-003_1) 片谷-2 (402BⅡ-003_2)	
	幸ノ上川 (402Ⅰ-005) 北川内川 (402Ⅰ-006)	土石流
西松浦 郡有田 町黒川	天神原-1 (402Ⅰ-008_1)	急傾斜地 の崩壊
西松浦 郡有田 町蔵宿	下迎原 3 (402Ⅱ-039) 下迎原 2 (402Ⅱ-040) 下迎原 1 (402Ⅱ-041) 下迎原 5 (402Ⅲ-004) 平原 (402BⅡ-002)	
	下迎原川 1-1 (402Ⅱ-010_1) 下迎原川 1-2 (402Ⅱ-010_2) 下迎原川 2 (402Ⅱ-011) 下迎原川 4 (402Ⅱ-013)	土石流
西松浦 郡有田 町岳	抜ノ谷-1 (402Ⅱ-001_1) 抜ノ谷-2 (402Ⅱ-001_2) 丸尾 1-1 (402Ⅱ-002_1) 丸尾 1-3 (402Ⅱ-002_3) 丸尾 1-4 (402Ⅱ-002_4) 根律立 2 (402Ⅱ-003) 丸尾 2 (402Ⅱ-004) 根律立 1 (402Ⅱ-005) 御手木 2 (402Ⅱ-006) 御手木 1 (402Ⅱ-070) 長尾 1 (402Ⅱ-071) 長尾 2 (402Ⅱ-072) 長尾 3-1 (402Ⅱ-073_1) 長尾 3-2 (402Ⅱ-073_2) 根律立 3 (402BⅡ-001) 御手木 3 (402BⅡ-011)	急傾斜地 の崩壊
	椎木山川 (402Ⅱ-001) 根律立川 (402Ⅱ-002)	
西松浦 郡有田 町仏ノ 原	山下 1-1 (402Ⅰ-007_1) 山下 1-2 (402Ⅰ-007_2) 山下 1-3 (402Ⅰ-007_3) 山下 3 (402Ⅱ-037) 山下 2 (402Ⅱ-038) 中川内 (402Ⅱ-042)	急傾斜地 の崩壊

	下迎原 4-1 (402Ⅱ-087_1) 下迎原 4-2 (402Ⅱ-087_2) 下迎原 4-3 (402Ⅱ-087_3) 下迎原 6 (402Ⅲ-005)		
西松浦 郡有田 町山谷 切口	鎌ノ首 1 (402Ⅱ-007) 椎木山 (402BⅡ-010)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び伊万里土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)